

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月31日
【会社名】	ピジョン株式会社
【英訳名】	PIGEON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北澤 憲政
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋久松町4番4号
【電話番号】	03(3661)4200(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営戦略本部長 田窪 伸郎
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋久松町4番4号
【電話番号】	03(3661)4369
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営戦略本部長 田窪 伸郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年3月30日開催の当社第65期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
 2022年3月30日

(2) 当該決議事項の内容
 第1号議案 剰余金処分の件
 期末配当に関する事項
 配当財産の種類
 金銭
 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
 当社普通株式1株につき37円
 配当総額4,431,127,918円
 剰余金の配当が効力を生じる日
 2022年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件
 当社の定款の一部を以下のとおり変更する。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会</p> <p>第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条(取締役の員数)</p> <p>当社の取締役は、<u>13名以内とする。</u></p> <p>第20条(取締役の任期)</p> <p>当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(削除)</p> <p>第15条(電子提供措置等)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条(取締役の員数)</p> <p>当社の取締役は、<u>11名以内とする。</u></p> <p>第20条(取締役の任期)</p> <p>当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>第1条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u></p> <p>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2．前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3．本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、山下茂、北澤憲政、板倉正、倉知康典、Kevin Vyse-Peacock、新田孝之、鳩山玲人、林千晶、山口絵理子および三和裕美子の10氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、石上光志氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果および賛成割合（％）
第1号議案 剰余金処分の件	977,885	2,431	1	(注)1	可決 99.58
第2号議案 定款一部変更の件	979,570	746	1	(注)2	可決 99.75
第3号議案 取締役10名選任の件					
山下茂	974,686	5,629	1	(注)3	可決 99.26
北澤憲政	974,397	5,917	1		可決 99.23
板倉正	974,970	5,345	1		可決 99.29
倉知康典	974,877	5,438	1		可決 99.28
Kevin Vyse-Peacock	975,051	5,264	1		可決 99.29
新田孝之	975,454	4,861	1		可決 99.33
鳩山玲人	975,629	4,686	1		可決 99.35
林千晶	975,706	4,609	1		可決 99.36
山口絵理子	975,723	4,592	1		可決 99.36
三和裕美子	977,543	2,772	1		可決 99.55
第4号議案 監査役1名選任の件					
石上光志	898,003	82,295	15	(注)3	可決 91.45

(注)1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上